

『サスコミ』を追う (Part II)

—ある反共労働運動誌を斬る

吉村宗夫



■新たな争議の展開

雪印食品にあるインフォーマル・グループ「DEC」については『雪とふきのとう』で詳細に述べられているが、出版して以後も会社は「DECの存在」を否認し続けていた。

しかし本の出版直後に、雪印食品争議団長田中正繁宛に、雪印食品人事部長川嶋定蔵氏より「和解交渉に入りたい」旨の申し入れ書が届いた。争議団は三回の予備交渉をし「要求書を提出」し、第一回和解交渉を八二年二月二三日に決めた。

この要求書には、三名の解雇撤回、原職復帰、一五名の賃金差別撤回はもちろん、DECの全容を明らかにし解体宣言を出す、ことも当然要求に入れていた。

この和解交渉と並行して、埼玉地労委では松崎正隆元人事部長代理(部長空席)の証人尋問が二月一九日に決まっていた。

争議団は松崎証人が出頭するとは思ってもみな

いことであった。松崎証人は「雪印争議を陣頭指揮した、DECの総参謀」であり、争議団から見れば適正証人でもあったからである。しかし仮に出頭した場合は「DECを認めさせるべく」準備もしていたし、その自信はあった。

なぜなら、松崎証人の書いた「DEC司令書」を争議団は証拠として持っていたからである。

さて二月一九日の埼玉地労委は前代未聞の審問会になった。一五時から二時間予定の審問に松崎証人が出頭してきたのである。

血相を変えたのは争議団よりも、会社の方であった。訴訟代理人と会社側が「松崎証言をさせまい」として、争議団を呼んで「打合せ」と称し、時間かせぎの徹底抗戦に出たのである。

しかし争議団は和戦両用の必要を考え、審問再開を要求し、残された一五分というわずかの時間であったが尋問させたのである。

ここで松崎証人は「DECの存在」と「スペインルレクチャーカード四枚送付の件」と題したDEC司令書を認めてしまったのだ。以下三月二三日、

五月一九日、六月一八日と松崎証言は計四回行なわれ、DECの全容が白日の下にさらけだされてしまった。

■何が証言されたのか

この四回の松崎証言は、企業内のインフォーマル・グループの作られ方、それを指導する外部労務屋、労使の腐敗したゆ着等が証言された。以下要旨を述べてみる。

七三年一二月、縄田常務(現専務)から労働組合対策を指示され、DEC組織を結成した。DECの意味は、「ディフェンス・オブ・エンタープライズ・フロム・コミュニニストパーティ」であったが、運動名称が露骨であるということで、縄田常務に反対され名称変更をした。DEC結成にあたっては日本政治経済研究所の指導をうけ、七年には一五〇〇万円を同研究所に支払った。

DECは全従業員を◎□△×の五段階に色わけする政治地図を作り、◎を増やし、△×を減ら

す活動に入っていた。◎はDECメンバーで日本政治経済研究所の研修を受けた者、○はDECメンバーであり研修を受けていない者、□はノンポリ、△は反DECであり、労組に対する考え方の悪い者、×は民青同盟員、共産党員と思われる者である。

DECはフォーマル(公式)な組織ではないため、第三セクターとして位置づけられ、表面上の組織責任者は私(松崎)であったが、実際は経営者そのものである。企業の意を受けて下部が動いたにすぎない。

DECの目的は大合理化を押し進めるために①一〇〇〇名の自己都合にみせかけた退職者を出すこと②労働組合を、反総評・反食品労連にし、同盟意識に埋没させること③社員の洗脳教育による業績向上の三点が主目的にされた。

DECは当初秘密を守るために管理職だけを入れていたが、管理職が組合役員になれる訳がないので、組合員もメンバーに入れていった。管理職のDEC責任者は参謀と呼ばれ、指揮・指導にあたったが、組合員のそれは本部長であった。七四年東京工場支場の参謀長は鈴木盛治(現春日部工場副工場長)で、本部長は大竹正俊(現労組中央執行委員長)だった。

次期組合役員を誰にしたら良いのか、といった人選は、DEC会議ですべて決められ(本部・支部とも)、本部役員を選ぶ代議員も同様に決められた。この役員リストを全国のDECメンバーに知らせ、意志統一する作業は、前記大竹らをオルグ団に編成し、会社の出張命令で実施させた。七四

年度活動の最大の成果は、当時の労組が加盟を指向していた食品労連加盟を阻止したことである。

役員選挙では、投票用紙にナンバーリングをうち、誰が誰に投票したのかわかるように細工をし、用紙はアジトで分析され政治地図に利用された。七四年九月の東京工場役員選挙で、DECメンバー全員が当選した時、私(松崎)は彼らのアジトに向いて「よくやった」と激励に行った。

七五年九月時点の本部・支部・代議員の役員リストでは、全員DECメンバーであった。

またDECメンバーに渡し指図書は、全日本労働総同盟教宣局発行の本を利用した。

以上がその主な証言内容であった。この内容は労組にたいする支配介入のすさまじさ、不正投票によってDECに乗っ取られた組合の経過などが明らかにになり、争議団が議論していた「雪印食品労組は、DEC組合であり労働組合ではない」という位置づけがさらに明確になったのである。

証言からもわかるように、雪印労組は、インフォーマル組織DECの一部門を担っているだけであり、「企業から独立する」という労組の命題は微塵もないことが、具体的になってきた。しかもこれらDECを指導したのが、日本政治経済研究所といわれる労務屋のほかに、同盟教宣局も関与している事実は、争議団の認識を一変するとともに、新たな問題提起を含んでいるといえる。

松崎証言に群がる陰謀部隊

ところで六月一八日の埴地労委審問では、証人

に対し「警視庁」と「ある出版社から問い合わせがあった」ことも証言された。詳しいことについて証人は「新聞に(自分の証言)が報道されたからだと思う」と言って、その他のことは証言を拒否していた。

しかし警視庁が何のために、松崎証人に接触してきたのか、具体的なことはわからないが、労働運動の歴史をみれば「弾圧」の一種であることは言うまでもない。松崎証人に接触することによって「争議団側に脅かされてやむなく証言に立った」ということにすれば、警察、公安は、いつでも争議団を弾圧できるわけであり、松崎証言をすべて覆す暴挙も可能になる。

それでなくとも、国労、運輸一般、日教組、民航労連などへの警察当局の弾圧が、最近目立っていることを考えれば、雪印の例も単なる偶然とは言いがたい。

また、ヒステリックな反共月刊誌として有名な『ゼンボウ』七月号も、松崎証言に群がって記事を書いている。

「大企業は労組寄り労働委員会命令に泣かされている。東京海上・雪印食品・教育社の場合」の記事がそれである。「雪印食品元人事部長代理の『反乱』労組対策のキャップが埴玉地労委で内幕を暴露」と派手な見出しをつけ、三ページにわたって掲載しているが、何の証拠もなしに「共産党系活動家」が起こしている争議といった見方は、あいつも変わらずと言える。

『ゼンボウ』は主に松崎証言を「人事畑一筋に歩いたこの男は何を血迷ったのか、労組の言い分

に加担し、会社のトップシークレットを暴露してしまつたのだ」と、埴地労委証言までの経過を書いて、何故こうなつてしまつたのかを一応分析している（争議団運動を労組としてみているが、DEC組合は労組でないことをみぬいている）。

ただここで次の文が気になる。

「当時の雪印食品の管理体制はあまりにも弱体化していた。共産党対策というものは、枝の方で本来の目的は会社の近代産業への脱皮だった。結果として労組に対決する形となつたがこの問題は雪印近代化の避けておれない道だった。」（会社再建に協力した研究機関）

ここで言う研究機関とは「日本政治経済研究所である」ことは、松崎証言でも明確になっているのに『ゼンボウ』は何故か秘匿しているのである。それは秘匿しなければ不利になるほど、労務屋である「日本政治経済研究所」の実態が争議団に暴かれてくるからであり、名を伏せることによつて労務屋をかばう立場であるのがよくわかる。

しかも「雪印近代化」への避けて通れない道が職場内で発生した集団暴力であり、労組破壊であり、退職強要であつたのに『ゼンボウ』の眼は、これらを肯定美化するのであるから、その「異常性」は目にあまる。

さて話を元に戻すが『ゼンボウ』の分析によれば「雪印側の対応のマズサ、松崎という人間の特別な性格が絡みあつて、本来ありえない『反乱証言』となつてしまつたのが真相のようである。そこを共産党系活動家につけ込まれたわけだが、企業が警戒すべき注意点だろう」とのべ、雪印の

対応のマズサを叱責し、他の企業にも警戒を呼びかけている。

また「会社側は松崎を人事部長から外し、ブラジルへ出向させようとしたり、係争中を理由に閉職に追いやっていたフシもある」と会社が不利になつたことを理由に「労組対策のキャップ」を更迭した事実も嘆き「会社のマズサ」を指摘している。このようにヒステリックな『ゼンボウ』が主に社会の叱責に終始しているのは、いかに権力側全体からみたマズイ「松崎証言」であつたのかわかる。そして同じようなミスをしないうに他の企業へ注意を促していることを考えると、労組対策のキャップを、労組側にとり込まれないように普段から注意せよ、ということになるようである。

闘う労働者側から言えば、以外な人物が情報を提供してくれる可能性があり、それは労働者の姿勢いかんで実現できることを雪印争議は教えていないだろうか。

いずれにしても松崎証人に対し警察、公安、全貌社などが一体となつて圧力をかけるやり方は、権力の乱暴な弾圧であり、とうてい許されるべきことではない。

■『サスコミ』登場のDECメンバー

これまでの松崎証言によつて、雪印労組は「DEC組合」であることが判明したし、労働組合の役割を果たしていない「第二労務」であることも明確になつてきた。ところが現労組執行部のDEC

メンバーらは「こうして勝ち取つた民労への道」などと言つて『サスコミ』にしばしば登場し、自慢話を載せ、他の労組の模範となつている。

前出DEC組合委員長の大竹は「民労を推進している仲間の体験と情報は、我々の共通の財産です。サスコミは財産の宝庫であり、私にとつて運動のバイブルであり、座右の銘として活用しています」などと談話を載せている。また副委員長上月三郎は編集委員として『サスコミ』に関与し、元中央本部役員の大野俊二は「第五回SAS多摩校」（七八年一〇月二日～二日、フランスベツト相模湖学園にて開校。一八組合四名参加）の講師まで努めている。

大竹と上月については前回（八三八号）で報告しているので省くが、堀田弘のSAS学校講師について若干触れたい。

『サスコミ』七八年一二月号「共産党に克つ組織づくり」のアピール欄に、詳細が載っている。評論家村松剛（国際情勢と日本の立場）、慶応大名誉教授気賀健三（民主的労働運動の経済学）、社労研事務局長大野俊二（共産党の戦略、戦術とその対策）などの名うての極右知識人に混じつて「民主的労働運動を闘つてきた先輩の報告」と題し、堀田が登場しているのだ。

堀田がSAS学校で何を報告したのか、詳しくは報じられていないが、彼を講師として受け入れる「社労研」にこそ問題がある。

堀田は七〇年雪印食品に入社し、まったく組合活動などしたことがなかったが、DECメンバーに入つてから、企業の力で労組中央本部役員に七

五年になった人物である。本部専従として教育部を担当し「富士政治大学校」に入り、自ら歩んで来た「DEC活動」を正当化し、七九年労組役員を退いてからは、東京工場労務課、そして本社人事部長補佐人として、企業の御先棒をかついでいる。

七五年に労組役員になったのも「七五無血クーデター」と称したDEC活動によって当選できたのであり、しかも投票用紙にナンバーリングを打つなどの「不正選挙」までして前執行部と入れかわったにすぎない。本来、最も民主主義が尊重されるべき労働組合の役員選挙で、細工までして組合転ぶくをしたのが、雪印食品労働組合DEC組合なのだ。

そんな大竹らをはじめとする組合幹部は労働組合の仮面をかぶっているが、雪印争議に加担し多くの労働者の首を切った責任は、企業と同罪であると言えないだろうか。ところが『サスコミ』二四・二五号では「民主化運動の勝利」と題し、DEC組合を賛美しているのが実態だ。

彼らが言う「民主化」や「民主的労働運動」とは、労働組合役員から社会党左派、日本共産党員をはじめとする左翼思想の持ち主を排除することであり、同時に企業とゆ着した組合になったことを公言する「陰語」でしかない。

そしてその思想は、一九四七年から四八年にかけて、階級的だったナショナルセンター・産別会議を破壊してきた、国労内部の「反共連盟」「民主化同盟」などの反共分派組織をそのまま受け継いでいる。

今日「労働戦線再編」が叫ばれているが、この主導者たちが歓迎するような組合が「DEC組合」であるなら相当危険なものである。

『サスコミ』は郵便法違反

『サスコミ』は七八年九月に第三種郵便物として認可されている。郵便法で言う「第三種郵便」とは次のようなもので『サスコミ』はこれに違反している。

郵便法二三条「認可の対象となる刊行物」

表1 雪印食品労組の外部研修
同労組10回, 11回大会議案書から

主催	開催日	テーマ	内容
社 労 研	55. 9	民労指導者のあり方	民労指導者の育成研修
社 労 研	55. 12	今後の社会動向	現在日本が抱えている問題は何か
社 労 研	54. 11	民労指導者のあり方	民労指導者の育成研修
産業人教育協会	55. 3	正しい労働運動	民主的労働運動と左翼的労働運動の違い、
富士社会教育センター	56. 6	民労の活動家養成	実践に役立つ理論と技法の修得
組織革新研究会	55. 12	歩行ラリーの研修	
日本能率協会	56. 7	ホワイトカラーの生産性	ホワイトカラー分野での生産性向上運動とは
日本生産性本部	56. 6	賃金セミナー	適正な人件費、管理はどうか

○次の条件を具備する定期刊行物に限ります。
ウ 政治・経済・文化その他公的な事項を報道し、または論議することを目的とし、あまねく発売されるもの。

あまねく発売…不特定多数の有料購読者をもつこと。発行部数の八〇パーセントは有料購読であること。

不特定多数に売らなければならない義務があるのに「第三種認可」を受けた直後の『サスコミ』七八年一二月号には『サスコミ』の取扱いについて、「最近『サスコミ』を共産党が必死で入手しようとしていますので、

皆さん、『サスコミ』の取扱いは注意して下さいさるようお願い致します。編集部」などと注意をうながし、労働組合運動を考える不特定多数の組合活動家へ『サスコミ』が流れないよう「警告」いるありさまである。

私はこのような「社労研」の不当な態度は絶対許せない行為であると思うが、それでも違反が続くようなら認可の取り消しといった措置がとられるよう切に望むしかないだろう。

『サスコミ』との闘い方

『サスコミ』の基本的労使観とその思想については前回(八三八号)述べ、何故『サスコミ』と闘わざるをえないかについてもふれた。それでは『サスコミ』や「社労研」とどのように闘い、彼等の動きを察知するにはどうしたら良いのかについて若干、のべてみたい。まず前頁の表を見ていただきたい(表I)。この表は雪印食品労働組合の大会議案書、第一〇回、同一一回(八〇年九月・八一年九月)から抜き書きした外部研修の表である。『サスコミ』への参加を公にしている部分でもある。

雪印食品労働組合は、中央執行委員クラスを「社労研」主催の研修に、組合費を使って送りこんでいる。前回述べたように「社労研」と「S A S 会員」は「労働組合幹部の仮面」をかぶった「労務屋」になっていることを指摘したが、その労務屋を間接的ながら私自身も育成していることになったわけだ。

なぜなら私も雪印食品労働組合の組合員であり、ユシ協定がある以上、組合費を払っている身だからである。

私は一組合員の立場で、雪印食品労組の『サスコミ』観を聞いてみることにした。

まず社労研については「正しい民主的労働運動を育成しているところ(団体)」だという。また『サスコミ』にいたっては「民主的労働運動を推進している組合間の、情報誌であり、かつまた職

場に本当の意味での自由と民主主義を定着させる情報誌」というのが見解であった。

雪印食品労組や社労研が、いかに美辞麗句を並べたて、その実態を隠そうとしているのが明白である。

私は組合に以上のことを聞き出してから、雪印食品労組中央書記長大竹正俊(当時)が手記を載せている『サスコミ』二四号を見せて、そのなかの嘘を指摘した。事実と違うところはたくさんあるが、一カ所だけ示した。それは七七年六月二四日、同社東京工場で起きたDECメンバーらの、争議団員に対する集団暴力事件である。これを『サスコミ』では「争議団の暴力でつち上げであり、ちょっとしたいざござであり、集団暴力ではない」とのべている。しかしこの事件は、加害者一九名を埼玉県警に告訴し、七九年七月一六日には暴力者一九名が起訴され、一万円から二万円の罰金刑まで決まっている。刑まで決まった暴力事件を「デッチ上げ」と報道する無責任ぶりと、手記を書いた大竹書記長の姿勢を問い正すと、支部書記長のTは次第に青ざめ「それは『サスコミ』の編集部に聞いてくれ」「組合を通して聞く内容ではないはずだ」など詭弁をもって返答を避けたのである。

以上の会話からわかるように「一組合員の立場」で大会議案書の中味と、組合の関わっている外部団体について「問い直し」することは大変重要なことではないかと思う。

私は『サスコミ』の虚偽記事への問い直しから、社労研と雪印食品労組へ公開質問状を出す必要性、また謝罪文掲載要求、組合員として雪印

食品労組の監察を強める必要性と、闘いが今重要である、との認識に立った。

こういった闘いが『サスコミ』に登場する各職場間の労働者に求められているような気がする。なぜなら『サスコミ』に登場する「組合民主化」の手記は、AGS労組にしても、新日本印刷労組にしても、プリマ労組、全国一般神奈川地本油研分会、トップナムムア、川崎化成等々すべての記事が「左翼労働運動」を敵視するあまり、事実を捏造したものばかりだからだ。

そして「事実捏造」を一番良く知っているのは案外「社労研」そのものかもしれない。そうでなければ、誰にでも販売して堂々と「左翼的労働運動の誤り」を論陣張って討議するのを避けるはずがないからだ。

◇産業人教育協会とは

大会議案書に「社労研」とのつながりが明記されているほかに「産業人教育協会」という団体もみえる。私はこの団体が一体どのようなものか、よくわからないでいた。しかしいろいろと調査してゆくうちに「労務屋」であることが判明した。

『サスコミ』を「追う」(八三八号)で指摘しておいたが、雪印争議を裏で指導したのは、日本政治経済研究所であると述べた。以下その証拠をみてみたい。この証拠物は、元雪印食品の管理者であり、同社に生息している秘密労務対策組織(インフォーマル・グループ)DECのメンバーだった人からの提供である。

第五五回特別研修会開催ご案内

一、日時 昭和四八年一〇月二五日(木) 二六日

(金)、九時三〇分開始、終了一七時。

二、会場 食糧会館、九階研修室、千代田区麴町三の三。

三、研修対象 労務、人事、職場の中枢、組合の中枢の方々。

四、定員 八〇名。

五、聴講料 会員一人九〇〇〇円

会員外 一万円。

六、講師 日本政治経済研究所長 佐野 博

〃 〃 理事 倉田 義雄

〃 〃 橋本 博輝

七、主催 関東職員研修会事務局次長 清水隆栄

千代田区麴町三の二、

TEL〇三二六五―六七八二

八、研修内容

(一)企業としての日共、民青対策は管理、監督者、

一般従業員に対する研修と教育を施すに始まる。

つまり労使の長期健全化を図るには日共、民青及

び左翼勢力と対決するための構えと知識を必要とし、

それには思想教育が基本となる。(中略)

(二)日共、民青の勢力が浸透し、あるいはその兆し

のある職場では管理者、監督者、従業員の中核健

全派数名が同時に研修し、または教育を受け、

企業の中で組織的な陣容の下に、日共、民青と対

決することが最も効果的である。(傍点筆者、以

下略)

以上がその研修案内書であるが、実際に同研究

所の講習を受けた人のメモを次に紹介する。日・

時は七五年一月一八日。

まず佐野博は「左翼勢力の浸透に対する心構え」と題して「会社とは社会の公器であり、労使の民主的共同体である」とのべ労使協定の必要性を訴えたあと「共産党とは」「資本論とは」「日本共産党の現状」「民青について」「共産党の目標」既存の社会組織を暴力的に転覆しようとしている」等々の反共理論を並べたてている。そして勝村一男は、総論を述べた佐野とは別に核論に入っている。

共産党の新しい戦術

。職場、企業、労働組合の実態に応じた運動をしている。それは長期の立場に立ち、大衆に支えられた運動である。会社の労務管理や会社の文書、組合員の要求などを調査して職場政策を作り出す。

。対応 きめ細やかな対応が必要である。力関係によって解消できる。

組合活動

。労使協調思想を批判して、闘う方向づけをめざす。パイの理論打破や、人員整理を問題にする。

。労災、有休、生理休、職場規律、職業病闘争など権利と健康破壊に取り組む。

雇用問題

。パート、嘱託の組織化→全国一般に加入させる。地域、家庭訪問を良くする。

。対応、党員と思われる者のチェック。

。企業発展に必要なもの

- 一、技術
- 二、販売網と販売技術
- 三、労使関係の長期的安定

労使関係といっても、階級闘争主義⇨教条主義⇨左翼労働運動が総評であり、労働組合主義⇨現実主

義⇨民主的労働運動⇨同盟というように別かれる。前者は労使対立であり、後者は協力、協働であり、労使の長期安定には後者の民主的労働運動が望まれる。

これらの講義のあと「世界労連⇨共産党、国際自由労連⇨アメリカ、西独主導」とのべ総評、同盟のなかにどのぐらい共産党、民青がいるかを分析し、当時、雪印食品労働組合が加盟提案していた食品労連(中立労連)に言及している。そして最後の仕上げに「左翼対策」と続く。

- 一、体質改善づくりが必要、よい会社、よい労組にする。少しくらいは良いという無関心派は実態を知らない証拠。
- 二、良い労使関係の欠如(御用組合づくり)無限な後退は危険。
- 三、管理者の態度。スト恐怖症をのりこえ誤った処置をしない。
- 四、血の通った労務管理の欠如。正しい評価を部下に与える。
- 五、対策がバラバラにならないよう共通問題意識をもち、共同歩調をとること。
- 六、共産党に対する温情主義はダメ。徹底的に孤立させること。
- 七、従業員の正しい把握。年齢、学歴、勤続年数、家庭環境、人脈、思想傾向など。
- 八、対策は総て秘密裡に行うこと。苦情の先取りを行う。組織を作って、組合員のなかに中核健全分子を育成する。

実にいいいな指導である。しかし残念なの

は、教えられた通りに雪印食品の職場は狂気のフ
ァシズムが横行し、全従業員に対しはかり知れな
い損害と人間性破壊がまかり通ったのである。雪
印食品が「日本政治経済研究所に払った金は総額
四千万を越した」の証言もある。以上のようなパ
ンフと研修会でもって関東職員研修会は、反共攻
撃を施して、「全従業員を色分けする政治地図の
作成」「労使関係の正常化」「不当労働行為のやり
得」「組合役員選挙のやり方」等々具体的に教育
してきたのである。

しかし資料提供者のA氏は「雪印の受けた研修
は日本政治経済研究所が主である」とのべ、何故
か「関東職員研修会」だとは言わなかった。なる
ほど「特別研修会の案内書」には、講師陣に日本
政治経済研究所の肩書名が多い。そのうち『民主
的な組合のあり方』と題する小冊子をA氏から提
供されたが、買ったのは同研修会の時であり、発行
は日本政治経済研究所であった。この両団体はい
ずれも住所が同じであることを突き止めた私は、
早速、同研究所を訪ねてみた。

国電四谷駅を下車し、徒歩一五分。麴町四丁目
の交差点に相互第一ビルがある。道路をはさんで
斜め前に、日本国有鉄道共済会の建物があり、
すこし行くと参議院議員会館のある一等地であ
る。

相互第一ビル内には、歯科から美容室、法律事
務所と雑居していた。四階を見ると日本政治経済
研究所、関東職員研修会、産業人教育協会の三枚
の看板がある。

エレベーターで降りると正面が、事務所、左側

は、机をたくさん並べ、いつでも講座が開けるよ
うになっている会議室だった。私は中に入り「案
内パンフ」を求めると、応対に出た若い女子事務
員が笑みを作り、応接間に通してくれた。約一〇
分待たされ、茶を飲みながらあたりをみると、女
子事務員が三名、男子職員四名が忙しく立ち働い
ており、さかんにタイプの打つ音が聞えた。入口
にはパンフや書籍が山と積まれ、中央に応接室、
奥には机を五つほど並べたところに、電話がひっ
きりなしに鳴っており、その応対に男子職員が忙
しく働いていた。

暫くして入ってきた男は、名前は名乗らず、名
刺も出さずに「どうも、どうも「雪印さん」には
お世話になっております」ときり出した。私は日
本政治経済研究所の案内書と『日本共産党は国民
大衆に何を与えたか』（佐野博著）を買い求めて
から、二、三の質問をしてみた。

「貴研究所での講習に対し、不当労働行為を扇動
している」という者がいるが」

「どこでもやっていることですよ。共産党だって
労働組合執行部に入るために必死ですからね」

男は別にこともなげに言って、今後は私に対し
誘導尋問的に聞いてきた。

「いつ当研修所の研修を受けたのか、誘ったのは
労務課の誰か、仕事の役職名や上司名は」といっ
た具合に。私は適当な答を出して、早々にこのビ
ルを出た。最初からインタビューをする目的で行
った訳ではなかった。

□日本政治経済研究所とは

私がもらってきた研究所案内には「当研究所は
佐野学（初代所長）と佐野博（現所長）が中心と
なって、昭和二二年、日本に適した民主主義社会
の建設と発展、並びに民主的な労使関係の確立と
長期安定に寄与することを目的として創立した」
とある。

そして具体的活動として

①共産主義思想の誤りを科学的に究明し、これを
克服できる正しい企業観・労組観を普及徹底す
る。（中略）

②民主的労使関係を長期にわたって安定させるに
役立つ建設的理論と具体策を立案し、その実践を
促進すること、等をあげている。

いろいろ恰好をつけているが、要するに外部労
務屋であることにはかわりはない。

またこの案内書には「外郭団体である研修機関
による教育研修」も実施するとある。その外郭団
体とは「関東職員研修会」と「産業人教育協会」
のことを指している。この言葉で始めて、DEC
メンバーA氏の意味がのみこめる。つまり日
本政治経済研究所という一枚看板のほかに、いろ
いろ看板を掲げてやっているが、本質的には佐野
博を頂点とした労務屋以外の何ものでもない。

表IIは、東京の電話帳、生活編下の「その他の
労働組合」欄から探したものだ。住所は全て同
じで電話番号が連番になっているだけだから、実
質的にも全く同じということになる。

高度成長政策の破綻後、合理化の嵐が全産業にふきあれ、これに抵抗する労働組合・労働者には「闘争至上主義」「企業破壊主義」のレッテルを貼り、資本は攻撃をかけてきたし、低成長になつてからはさらに巧妙になつてきている。

こういつた攻撃を語る時、すぐに頭に浮かぶのは、職業的反共主義者の三田村四朗や鍋山貞親の名前である。ところが三田村四朗の片腕として、同じように労務屋になつた佐野博はあまり知られていないようである。

佐野博は、戦前の日本共産党の指導者、佐野学の弟で、兄の学が逮捕されたあと、田中清玄らと共産党の指導部をにぎり、極左冒険主義の指導をした人物。

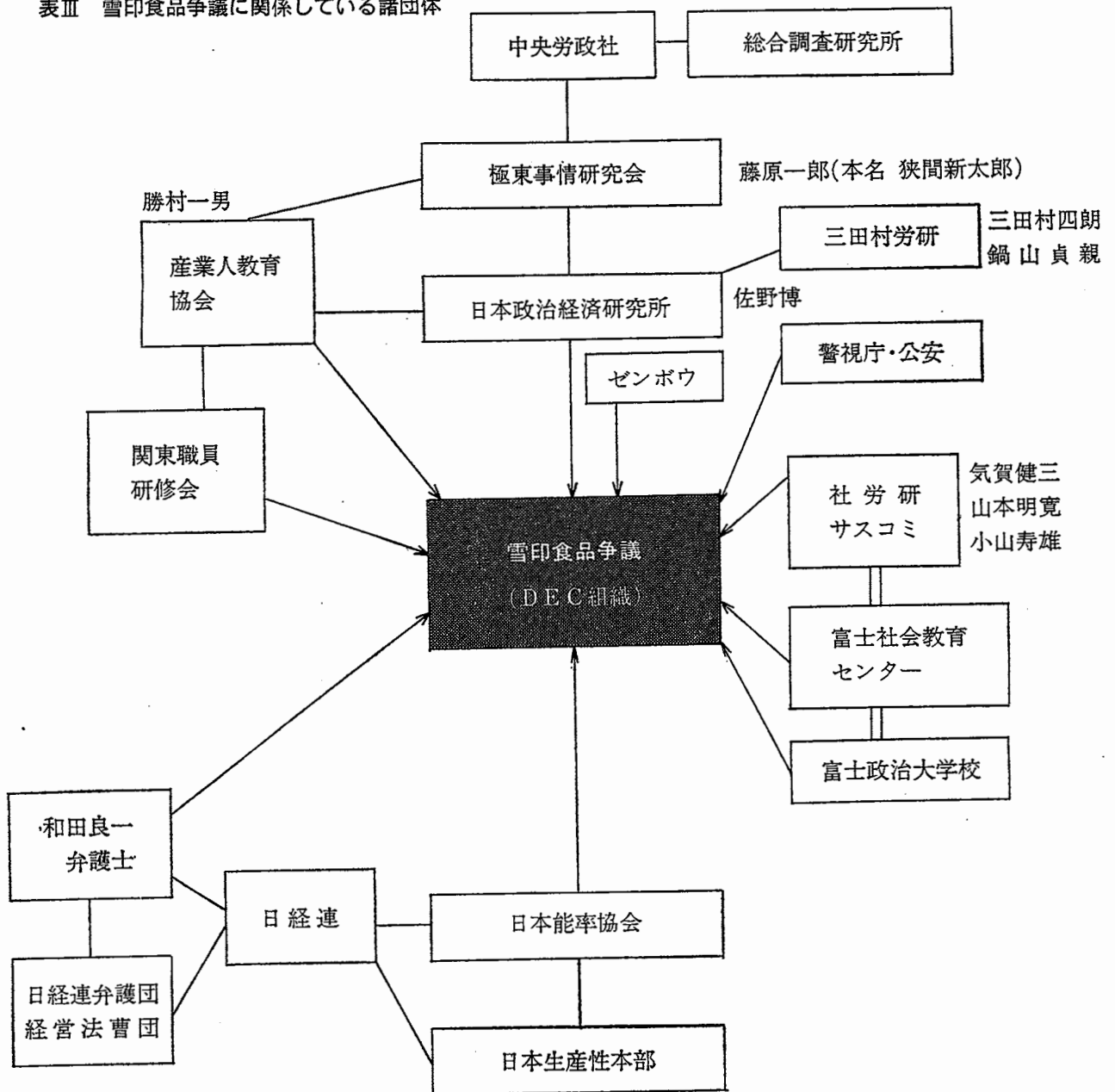
「一九三三年『転向声明書』を獄中で発表し天皇制に降伏し、日本帝国主義の中国侵略を支持し

◇佐野博とは

表II 反共労務屋の一例

◦ 日本政治経済研究所	千代田区麹町3の2 相互第1ビル内 TEL 03 265 6781
◦ 関東職員研修会	住所同上 TEL 03 265 6782
◦ 産業人教育協会	住所同上 TEL 03 265 6783
◦ 極東事情研究会	住所同上

表III 雪印食品争議に関係している諸団体



た佐野学（一八九二—一九五三）、三田村四朗（一八九六—一九六四）（『社会科学辞典』、新日本出版社）。

さらに佐野博らは「極東事情研究会」なる名も名乗って、組合分裂事件を起こしている。全造船機械・住友重機浦賀分会で起きた分裂は「産業人教育協会」と「極東事情研究会」を名乗って、佐野博、勝村一男らが影で指導したものである。

この事件にたいし東京都労委は「会社が人選した従業員を、参加趣旨を明らかにして産業人教育協会、または極東事情研究会主催の各研修に参加せしめ、研修を受けせしめたことは分会の組織・運営に対する支配介入行為である」（七五年一月二一日命令。『労働法律旬報』九〇九号）との明確な判断を下している。

以上のように、すでに七年も前に「反共労務屋」に対する審判はおきているのだ。今、私も含めた組合活動家は、佐野博らの謀略を一刻でも早く察知し、分裂・乗っ取りが「完成」しないうちに手を打つ活動が必要とされているのではないだろうか。

さらに「教育している内容は、日本政治経済研究所も『サスコミ』も全く同じなのであるから、社労研や『サスコミ』を、同じような「外部労務屋である」という審判を下して闘いを起こすことも重要な気がしてならない。「ファシズムは芽のうちにつめ」の言葉もある。

☒点検を含めた闘いを

最後に、これまで取材してきた経過を踏まえ「雪印争議の関わり」を表にして書いてみる（前頁の表Ⅲ）。

表Ⅰで見たように、都労委命令で不当労働行為を指摘された日本政治経済研究所が「産業人教育協会」と名前をかえて、雪印食品労働組合に指導をしている。

闘う労働組合であった雪印食品労働組合を乗っ取り、同盟に加盟させ、一千名もの首切りを実施した実践部隊「DEC」を指導した日本政治経済研究所が「正しい労働運動」を講義しているのだ。

富士社会教育センターは富士政治大学校と同じだし、組織革新研究会は沖電気工業などで行なっている「歩行ラリー」を教える「あしのご学園」に類似している。さらに私の会ったDECメンバーB氏は「日本能率協会も、日本政治経済研究所と同じで、裏では同じようなことを教えているよ」の証言もある。

しかしこれほど複雑な図ができるのは雪印争議だけだろうか。決してそう思えないのである。何故ならプリマでもAGSでも社労研の名を見ているし、ルポライターC氏は「次に狙っているのは私鉄総連加盟の東武労組と、京成電鉄労組である」と断言していた。

また表Ⅲにあらわれた団体の他に「近代労研」「ミリオンの資料サービス」「中央労政社」「総合調査研究所」などという得体の知れない労務屋はまだだ。労務屋や『サスコミ』が企業を教育し、熱心な組合活動家を「アカ」よばわりし、他の一般組合員との分断をはかりつつ大合理化をす

る常套手段は、残念ながら多くの職場で「成功」している。

しかし闘う労働者も多い。敵と闘うには、敵の内部を良く知ることが大事であり、そのことは歴史も教えている。

あなたのところの組合議案書に『サスコミ』、社労研の字句はないですか、大会時の機関紙に労務屋からの祝電、メッセージはないでしょうか。もしあるとするならば表Ⅲの雪印争議の背景と全く同じだと断言できます。

☒私の『サスコミ』観

『サスコミを追う』（本誌三月下旬号）で書いた私の拙文には、単産・単組幹部・ジャーナリスト・争議団とさまざまな人から激励をいただき、感謝している。

しかしその都度問われたのは「一言でいうと『サスコミ』とは何か」ということであった。私はその都度、次のようにのべている。

- 一、同盟・JCの裏組織（インフォーマル・グループ）である。
- 二、八〇年九月三〇日、民間六単産の発表した「労働戦線統一推進会」を影で進める謀略部隊だ。
- 三、資本主義社会を守るため「防衛力増強」を叫び、資本の別動隊となって働く労務屋であり、日本の右傾化、軍国化に導く先兵役である。

労働者を苦しめている、共通の敵に対し、労働

者の共通の要求で闘い、労働者の目の前で具体的にバクロし、そのなかから「反共」＝反労働者であることを学習し『サスコミ』を公然化させ民主主義をかけてたたかわなければならぬと思う。

◇『サスコミ運動』は不当労働行為の命令

私がこの原稿を書き終えた頃、実に信じられないビッグニュースが入ってきた。

『サスコミ』の活動そのものが「不当労働行為にあたる」との画期的命令が、七月一日東京都労委から出されたのである。

勝利命令を受けたのは、前回レポートでも紹介した総評全国金属東京地本大田地域支部八重洲無線分会であり、被申立人は八重洲無線株式会社。

命令書本文は以下のようなものである。

一、被申立人八重洲無線株式会社は、申立人総評全金東京地本大田地域支部および、同八重洲無線分会所属の組合員に対し、申立人組合からの脱退を勧めたり、別組合をつくるよう示唆するなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。(以下略)

というようなものであり、不当労働行為を認定した理由に、(三)五五年一月初旬、会社は、管理職を通じて、『サスコミ』という雑誌(編集人、電力労連組織局長)を従業員に回覧した。この雑誌は「総評全金のすべて」という標題で「総評全金の特徴」「総評全金の争議戦術」等にふれ「結語」として「総評全金の存在が、どれだけ社会的悪影

響をもたらしたかは、はかりしれないものがあります……」(以下略)、と八重洲無線に対する脱退強要に『サスコミ』が利用されたことを認定しているのである。

さらに「社労研」で視聴覚教材として販売している、八ミリフィルムの上映までも言及して「五六年一月下旬から二月初旬にかけて、就業時間中、会社会議室で従業員対象に『目で見る左翼労働運動』という題名の映画(ペトリカメラやパンジャケット、等の争議状況を映したものをみせた)ことを認定しているのです。

そして東京都労委は、五七年六月一五日第八三六回公益委員会において「当委員会の判断」として、『サスコミ』を回覧させたり、全金中傷の映画を従業員にみせ、感想まで求めた行為は、不当労働行為にあたる、と判断し「会社は、その責を負うべきである」「今後このような行為を繰り返さないよう留意します」と言及しているのである。

しかも七月一日の命令に対し、会社は六日、八重洲無線分会に謝罪文を提出し、命令は確定されるという「全面勝利」になっているのである。

『サスコミ』『社労研』の活動が不当労働行為であることは、誰の目にも明らかだが、都労委の場で認定された意義の深さははかり知れないものがある。

『サスコミ』を暴露したのが『雪とふきのとう』であるならば、それを相手に闘っているのが全印総連新日本印刷分会であり、民航労連AGS労組などだが、さらに一歩踏み込んで、第三者機関で

勝利したのが八重洲無線分会である。雪印食品争議団としても大きな拍手を送らなければならないのは言うまでもない。

資料

『サスコミ』の労組運動への介入は不当労働行為

命令書

申立人 東京都大田区蒲田一丁目一八番一号

日本労働組合総評議会全国金属労働組合

東京地方本部大田地域支部

執行委員長 香田 一栄

申立人 東京都大田区下丸子一丁目二〇番二号

八重洲無線株式会社東京工場内

日本労働組合総評議会全国金属労働組合

東京地方本部大田地域支部八重洲無線分会

分会 長 渡 辺 一 樹

被申立人 東京都中央区八重洲一丁目七番七号

八重洲無線株式会社

代表取締役 長谷川 佐 幸

上記当事者間の都労委昭和五六年第一二号事件について、当委員会は、昭和五七年六月一五日第八三六回公益委員会において、会長公益委員古山宏、公益委員瀬元美知男、同鬼倉典正、同平山三喜夫、同海江田四郎、同前川光男、同川口浩、同高田章、同吉田徳三郎出席し、合議のうえ、つぎのとおり命令する。

主 文

一 被申立人八重洲無線株式会社は、申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部大田地域支部および同八重洲無線分会所属の組合員に対し、申立人組合からの脱退を勧めたり、別組合をつくるよう示唆するなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。

二 被申立人会社は、本命令書受領の日から一週間以内に、下記の文書を各申立人組合に交付しなければならぬ。

記

昭和 年 月 日

日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部大田地域支部
執行委員長 香田 一 栄 殿
日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地本本部大田地域支部八重洲無線分会
分会 長 渡 辺 一 樹 殿

八重洲無線株式会社
代表取締役 長谷川 佐 幸
当社の役員が、貴組合の組合員に対し、貴組合からの脱退を勧めたり、別組合をつくるよう示唆するなどの発言をしたことは、不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。

今後このような行為を繰り返さないよう留意します。
(注、文書の年月日は文書を交付した日を記載すること。)

三 被申立人会社は、前記第二項を履行したときは、すみやかに当委員会に文書で報告しなければならぬ。

理 由

第一 認定した事実

一 当事者等

(1) 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部大田地域支部(以下「支部」とい)、支部および本部を含め「全金」とい。は、東京都大田区内の金属機械産業に従事する労働者が組織する労働組合であり、昭和五四年三月に従前の「下丸子地域支部」と「梶谷地域支部」とが合併して現在の支部となったもので、その組合員数は約四〇〇名である。

(2) 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部大田地域支部八重洲無線分会(以下「分会」又は「組合」とい)は、支部の下部組織として、被申立人会社の従業員で組織する労働組合であり、本件申立時(昭和五六年二月一〇日)の組合員数は九名である。

(3) 被申立人八重洲無線株式会社(以下「会社」とい)は、肩書地に本社を、東京都大田区に東京工場を置くほか、福島県に須賀川工場、全国各地の営業所、出張所を有し、アマチュア無線用電子器械の製造・販売を業とする従業員数約七〇〇名の会社である。

(4) なお、会社には、申立人分会のほか、昭和四九年須賀川工場の従業員で結成された八重洲無線労働組合があり、昭和五六年二月二〇日、東京工場にも同組合の支部が組織された。

二 本件申立てに至る経緯

(1) 会社は、昭和五一年一月二五日、分会長渡辺一樹(現在までひきつづき分会長の地位にある)を、秋葉原の電気商店街で会社の営業を妨害する内容のビラを配布したことなどを理由に解雇した。これに対し支部は、同人の解雇無効の訴え

(東京地方裁判所昭五二年(第七〇七六号として係属中)を支援する一方、「全金八重洲無線分会支援共闘会議」を組織し、同共闘会議名で解雇に抗議するビラを秋葉原の電気商店街で配布するなどの活動を続けた。

(2) 渡辺が解雇されてから分会の組織は崩壊し、昭和五五年九月頃までは、分会が事実上存在しないと同様の状態が続いた。

しかし、五五年一〇月七日、会社が従業員佐藤好行に広島営業所へ配転を命じたことが契機となり、同人は、同月二四日、会社に対し、全金組合員である旨通告した。そして支部は、同人の配転を不当労働行為であるとして、会社の東京工場の門前などで抗議行動を行うとともに、配転撤回を求めて、当委員会に対し、同年一〇月二九日あつせんを申請し、ついで同年十一月一〇日には不当労働行為の救済を申立てた(この配転問題についてはあつせんにより解決した)。

(3) 五五年一月初旬、会社は、管理職を通じて、「サスコミ」という雑誌(編集人・電力労連組織局長)を従業員に回覧した。この雑誌は、「総評全金のすべて」という標題で、「総評全金の特徴」「総評全金の争議戦術」等にふれ、「結語」として、「総評全金の存在が、どれだけ社会的悪影響をもたらしたか、はかり知れないものがあります。……全金はいつまでも容共的姿勢を続けているのではなく、真の労働運動への路線へと大きく転換していかねばなりません。……」と記されていた。

(4) 同年一月一日と二日、会社の尾上総務部長は、就業時間中、技術部、特機部の係長・主任クラス従業員を会社会議室に集め、「全金と共産党と

はかかわり合いがある。佐藤はクラブ活動を利用して全金への加入勧誘をしている。過激な組合活動は企業がつぶれてしまうから困る。秋葉原(電気商店街)におけるビラまき活動は明らかに営業妨害活動であり困る」などの趣旨のことをいった。

(5) 翌五六年一月下旬から同年二月初旬頃にかけて、会社は、就業時間中、会社会議室で従業員を対象に、「目で見る左翼的労働運動」という題名の映画(「ペトリカメラ」や「ヴァンジャケット」等の争議状況を映したものを)をみせた。上映後、会社の鈴木専務、尾上総務部長らは、前記渡辺分會長解雇の経過、秋葉原の電気商店街での全金組合によるビラ配布等について会社の見解などを述べたうえで従業員に対し、この映画について感想を求めた。

三 柴崎部長と山科のかかわり

昭和五三年九月下旬、柴崎特機部長は、業務のためJ大学のS教授と会った際、J大学出身の従業員山科修が会社の製造部に所属していることを知って、社内で山科に声をかけるようになった。そして、同部長は、山科の設計の仕事をしたいという希望をいれ、一心不乱に努力して実績をあげるように伝えて、五五年一月一六日付で、同人を特機部設計課へ受け入れた。

さらに、柴崎部長は、同年七月頃、山科に、「勉強の成果が仕事に出していないのもっとがんばれ」とか、同年八月頃には「左翼的な方向に走らないよ気をつけるように」という趣旨のことをいった。また、前記の佐藤が全金組合員である旨を会社に通告した同年一〇月二四日(第一、二(2))、柴崎部長は、会社会議室に山科を呼び、「君は佐藤との深いつきあいから、佐藤が組合員であったことを事前に知っていたか」「佐藤の考え方をどう思っているか」「支部および組合の秋葉原の電気商店街におけるビラまき行為や、取引銀行への抗議行動についてどう思うか」「佐藤らの活動は会社の容認できない営業妨害であるから、佐藤の影響を受けないで設計技術者としてがんばってくれ」という趣旨のことをいった。これに対し、山科は「自分は佐藤さんと親しいけれども佐藤さんとは考え方が違います。設計技術者として一生懸命がんばります」という趣旨のことをいった。

四 柴崎部長の山科に対する言動(救済を求める具体的事実)

昭和五六年二月六日、山科ら五名の従業員は、会社に対し全金組合員である旨を通告した。

(1) 同日午後三時頃、柴崎部長(五四年四月取締役(就任))は、山科を会社応接室に呼び、約一時間ほど同人の組合加入問題について、以下のような趣旨の発言をした。

柴崎部長は「以前から左翼的な方向に走らないようにと話してあったにもかかわらず、全金の組合員であることを公然化したというが、君の従来から言っていることと反対の方向に行動しているように私には感じられるので、その理由を説明してもらわないと納得できない」といった。

これに対し、山科は、全金に加入した経過、秋葉原電気商店街等での全金のビラ配布活動に対する考えを述べた。

すると、同部長は「あなたの考えは一部自分と共通するところがあるが、全金という組合はあなたの将来のためにならない。家族にも迷惑をかけるからやめなさい」「全金でない組合をつくりな

さい」などといった。

これに対し、山科が「会社は組合をつくらせてくれない」といったところ、同部長は「そんなばかなことはない。組合をつくるという方向で尾上総務部長に話しをしておくから、そちらの組合に入るよう考えてほしい」といった。

山科は「考えさせてほしい」といい、同月九日に返事をするににして別れた。

(2) 柴崎部長は、同日午後九時三〇分頃から、数回山科の自宅へ電話をかけたが、山科は不在であったので、翌七日の午前八時頃、再び電話をかけ、「総務部長も組合をつくる方向で考えるといってくれたので、それも考慮して返事をくれ」という趣旨のことを山科にいった。

同月九日、山科は、会社で柴崎部長と会い、同部長に対し、「先日は私の全金加入について御心配下さったことを心から感謝致します。しかしながら、私の最初の考えに変わりなく、このまま組合活動を行くことに致します。私たちは決して会社と問題、争議を引き起こす為には組合への加入に踏み切ったわけではありません。……」と書いた封書を渡した。

第二判断

一 分会の申立人資格について

被申立人は、申立人分会は、組織上単に職場単位の集合体にすぎず、申立人支部とは別個独立の労働組合ではないから、申立人資格を欠いていると主張する。

しかし、申立人分会は、労働組合法第二条および第五条第二項の規定に適合しているので、本件の申立人となる資格を有し、被申立人の主張は採用できない。

二 柴崎部長の言動について

(1) 当事者の主張

① 申立人は、昭和五六年二月六日の柴崎部長の山科修に対する発言を、不当労働行為であると主張する。

② 被申立人は、昭和五六年二月六日の柴崎部長の発言を、会社の指示によるものではなく、個人的な関係からの発言であり、山科の考え方が全金組合員であることの公然化によって変化を来たしたか否かを確認したものであり、不当労働行為に当たらないと主張する。

(2) 当委員会の判断

会社は、佐藤が全金組合員であることを明らかにした以後、従業員に対し、全金を批判した内容を含む雑誌(「サスコミ」)を回覧に回したり、全金の争議行為等を映した映画を従業員にみせてその感想を求めたり、また、係長・主任会議において、全金の組合活動を批判したりした(第一、二(3)(4)(5))。

これら会社の行為が、佐藤が組合員であることと通告した直後から、山科ら五名が組合員であることを通告するまでの約三ヶ月の間に、しかも就業時間中、次々と行われたことからみると、会社は、「全金」を嫌っていたものと推認せざるを得ない。

ところで、前記柴崎部長の発言(第一、四(1))は、山科ら五名が組合員であることを通告した当日に、しかも就業時間中に会社の応接室へ呼んでなされたものであり、またその発言内容が、全金を脱退するよう勧めたり、他の組合をつくるよう示唆しているものであることを考え合わせると、たとえ前記認定(第一、三)のように、柴崎部長

と山科が一定の個人的な関係にあった点を考慮したとしても、山科が全金組合員に加入していることを嫌って、組合からの脱退を勧めたものとみるのが相当である。

なお、会社は、柴崎部長の発言は会社の指示によるものでない主張するけれども、同部長は会社の取締役でもあるから、その職責上からも会社が責を負うべきである。

第三 法律上の根拠

以上の次第であるから、昭和五六年二月六日の柴崎部長の言動は、労働組合法第七条第三号に該当する。よって、労働組合法第二十七条および労働委員会規則第四三条を適用して本文のとおり命令する。

昭和五七年六月一五日

東京都地方労働委員会
会長 古山 宏

●労働組合教科書シリーズ

労働旬報社編 ￥300

1 私たちの労働組合読本

労働者とは何か、企業の本質と資本主義の搾取のしくみをわかりやすく解説し、これからの労働組合・活動家のたたかう方向を説く。

労働旬報社編 ￥300

2 私たちの賃金読本

賃金とは何か、賃金体系とは何か。わが国の低賃金のしくみと現状を、職場で生起する問題を通して具体的に解明。青年活動家必読書。

中山和久著 ￥300

3 私たちのスト権読本

「スト権スト」をめぐる「違法スト論」「国民迷惑論」などの思想攻撃をわかりやすく解説し、スト権回復の国民的合意を説く学習版。

橋本宏子・高橋菊江著 ￥300

4 私たちの婦人労働読本

働く婦人の職場と家庭の悩みを労働者としてどう解決していくか——母性保護、賃金、働く権利と男女差別の問題を説く学習テキスト。

労働旬報社編 近刊

5 私たちの社会保障読本

社会保障とは何か、その本質と現代社会におけるもつ意義を、歴史・制度・労働者のたたかいを通して、やさしく問いかける。

千代田区神田神保町3-17-18

労働旬報社

☎(二六三)七一四一 振替〇一八〇三七四